

大東監第199号
平成28年2月24日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成28年1月8日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 大東市（東坂浩一市長）は、平成25年10月2日、灰塚配水場ポンプ室築造工事請負契約の入札を行い、株式会社A（以下「A」という。）、株式会社B（以下「B」という。）、株式会社C（以下「C」という。）、株式会社D（以下「D」という。）の計4社が入札した。予定価格148,820,000円（税抜）に対し、Aが落札金額141,350,000円（税抜）にて落札した。

市は平成25年10月15日、Aと148,417,500円（税込）で契約し、工期は平成25年10月16日から平成26年12月9日までとした。しかしその後、平成26年4月1日と同年11月14日の二度にわたる変更契約により、契約金額148,417,500円（税込）は158,438,160円（税込）へと増額され、工期終了も平成27年3月24日へと延長された。支払は6回に分けて行われ、平成27年4月8日の50,751,874円で完了としている。

(2) この入札には、事後審査型制限付一般競争入札制度の「地域要件型」が導入され実行されており、入札参加資格を持つ業者が「登録の住所（本店）が大東市内の者」のみと限られている。これは、公正かつ自由な競争入札をその趣旨とする地方自治法第234条が本来予定する一般競争入札から著しく逸脱するものである。

(3) Aは東坂市長が前代表取締役を務めており、現在では東坂市長の妹が代表取締役を務めている、市長の身内企業といえる。また、他3社も市と市長と大変関わりのある地元企業であり、日頃より談合等が行える癒着した関係であったといえる。

事実、本件の後に行われた入札においても、同社らは次のように関係している。

①平成26年5月22日の市民会館2階ホールの増築他建築工事の競争入札では、株式会社E（以下「E」という。）と、AとDの3社のみでの入札が強行され、これをDが予定価格1億9,200万円とピッタリ100%の入札価格で落札している。

これは、EとAがわざと予定価格を超える入札をして失格となり、Dが単独落札したものであるが、東坂市長ら職員はこれを積極承認したのである。

②平成27年7月30日に行われた市の四条北小学校プール改築等建築工

事の入札においては、株式会社F（以下「F」という。）と、B、C、Dの4社が入札に参加している。Cはその後辞退しているが、BとDは予定価格と全く同額である1億3,020万円で入札を行っている。これは、平成27年9月22日現在未だ審査結果保留中ではあるが、Fが1億3,000万円にて、落札率99.8%で落札することが予想される。

(4) 次に、上記4社らが関わらずに行われた入札の落札率は高値ではない。

平成26年11月18日に行われた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、大東市外の業者を多数入れて14社も指名された。そのうち6社の入札辞退があったものの8社で競争がされ、公表されていた予定価格2億6,600万円に対し、最低制限価格の2億40万6,000円で3社が入札した。抽選の結果、株式会社Gが落札しており、落札率は75.3%であった。

(5) 本件においては落札率94.9%であり、異常な高値落札であるといえる。

東坂市長らは、建設会社の元代表者として影響の及ぶところでは、息のかかった入札企業らが適宜高値で落札できるよう談合し、入札しているのである。特に、東坂が市長になって以降、前岡本市長時代より格段の業者優遇入札になったことは明らかであり、このままでは市民の税からなる公金が不当に使用され続けることになる。

(6) よって、本件不正な談合にもとづく入札（独占禁止法19条）と契約により、大東市に損害を生ぜしめ、企業4社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

請求人

(略)

平成28年1月8日

大東市監査委員 様

【添付証拠書類】

1. 入札結果一覧表
2. 工事請負契約関係記録
3. 振込明細書

2 請求の受理

本請求は平成28年1月8日に提出され、同年1月13日に要件審査を行った。その結果、法に定める形式的要件を具備しているものと認め、同年1月8日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、灰塚配水場ポンプ室築造工事（以下「本件工事」という。）の入札において談合が存在したか、またそれに基づき市が業者および関係職員への損害賠償請求権を行使していないことに違法性があるかについて、監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成28年1月21日に、対象事務を担当する上下水道局総務課から、監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年1月26日に、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人による新たな証拠の

提出および陳述は行われなかった。

(4) 監査対象部課からの事情聴取

平成28年1月26日に、対象事務を担当する上下水道局総務課から事情を聴取した。

(5) 関係人への調査

法第199条第8項の規定により、平成25年10月2日に実施された本件工事の入札参加業者4社に対し、平成28年1月29日付で書面と対面による調査の実施を依頼した。入札参加業者4社から書面による回答を得るとともに、同年2月17日に対面による事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 認定した事実

ア 大東市水道局（以下「水道局」という。）は平成25年10月2日に本件工事の入札を行った。

イ 本件工事の入札は、事後審査型制限付一般競争入札により実施された。

ウ 水道局は予定価格を1億4,882万円（税抜）と定め、事前に公表していた。

エ 本件工事の入札には、株式会社A、株式会社B、株式会社C、株式会社D、の4社が参加した。

オ 開札の結果、株式会社Aが税抜1億4,135万円で落札した。

カ 水道局は平成25年10月15日に株式会社Aと1億4,841万7,500円（税込）で契約を締結した。

キ 水道局は平成26年4月1日に株式会社Aと変更契約を締結し、変更後の契約金額は1億5,843万8,160円(税込)であった。さらに、水道局は平成26年11月14日に株式会社Aと期間延長を内容とする2度目の変更契約を締結した。

ク 水道局は平成25年11月13日から平成27年4月8日までの間に、契約金額1億5,843万8,160円(税込)を6回に分けて支払った。

(2) 判断

① 入札に談合があるとの主張について

ア 市長および市長部局職員の関与

水道事業は、地方公営企業法(以下「企業法」という。)第2条第1項の規定により企業法の規定が全部適用され、本市においては水道事業管理者が設置されている。

そして水道事業管理者は、企業法第8条の規定により法令に定めがある場合を除くほか地方公営企業の業務を執行し、当該地方公共団体を代表するものとされている。

上記のことから、本件については企業法第9条の規定に基づき水道事業管理者が契約を締結する権限を有し、本件工事の施行伺いから契約締結に至るまですべての事務を決裁していた。

したがって、市長および市長部局の職員は、水道事業の入札や契約については一切関与を行っていなかったのである。

イ 関係職員への事情聴取の結果

本件工事の施行伺いから入札実施までの間で、事前に入札参加業者の情報を

知ることが出来る職員を確認したところ、当時の水道事業管理者職務代理者である水道局長および水道部長と課長を含めた水道局総務課職員6名の計8名であった。

これらすべての者から、当時の水道局や市の他の部署の職員ならびに外部の者等への本件入札情報の漏えいが無かったかについて確認を行ったが、入札情報は厳重に管理されており、漏えいは一切無いとの申し立てであった。

あわせて本件入札実施の前後で、業者間で談合が行われているもしくは行われていたとの情報が当時の水道局に寄せられていなかったかについて確認を行ったところ、そのような情報は無かったとのことであった。

ウ 入札参加業者に対する調査の結果

次に、当職は調査に万全を期するため、法第199条第8項の規定に基づき、本件入札に参加した4業者に対して、談合の有無について書面による回答を求めるとともに、対面によりその内容を直接確認した。

その結果、4社中3社については談合の存在を完全に否定した。残る1社については入札業務を担当していた代表者が亡くなっているため、現代表者が社内調査を行ったが、談合は存在しないとのことであった。

当職の調査の結果は上記のとおりであり、本件工事の入札における談合の存在は認められなかった。

したがって談合の存在が認定できない以上、市が業者および関係職員への損害賠償請求権を行使していないことに違法性があるとの主張については、採用することはできない。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。